

丹波市地域福祉計画推進協議会（第1回） 議事録（摘録）

開催日時	平成31年4月26日（金）午後2時30分開会～午後4時45分閉会
開催場所	春日住民センター1階大会議室
出席委員	谷口委員、松尾委員、藤井委員、開田委員、長井委員、澤村委員、 中川委員、森島委員、足立委員、臼井委員、大野委員、田中委員、 八尾委員、余田委員、大西委員、西田委員 ※委員総数18名のうち16名出席
出席事務局 等職員	谷口市長（※途中退席） 福祉部（井上理事、金子部長） 社会福祉課（森本副課長兼係長）※中村課長（欠席） 介護保険課（谷口課長、大西係長） 障がい福祉課（木村課長、北山係長） 地域包括支援課（谷水課長、荒木係長） <u>以上10名</u> 社会福祉協議会（山田局長、芦田次長、松浪次長、荻野課長、田邊課長、 藤本課長、山本係長、小谷係長） <u>以上8名</u>
欠席委員	逢坂委員、中辻委員（2名）
議題	1. 開会 2. 委嘱書の交付 3. あいさつ（市長、社協会長） 4. 委員等自己紹介 5. 会長及び副会長の選出 6. 協議事項 （1）協議会の運営要領及び傍聴要領の承認について （2）地域福祉計画の策定について （3）専門部会の設置について （4）計画策定にかかるスケジュール等について 7. 質疑応答 8. その他 9. 閉会

資 料	(1) 会議次第 (2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例 (3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿 (4) 協議会の運営要領 (5) 協議会の傍聴要領 (6) 丹波市地域福祉計画の策定について（概要書） (7) 丹波市成年後見制度利用促進計画の策定について（概要書） (8) 丹波市地域福祉推進計画（概要書／社協） (9) 専門部会の構成について (10) 計画策定にかかるスケジュール（案） (11) 【参考】丹波市地域福祉活動促進計画 (12) 【参考】第4期 兵庫県地域福祉計画
--------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1. 開会 ○開会あいさつ それでは、委嘱書の交付に入る前に福祉部長の金子から本協議会の設置の趣旨等について少し説明したい。
福祉部長	○丹波市地域福祉計画推進協議会設置の趣旨等について説明
事務局	次に本日の欠席委員についてお知らせする。委員名簿番号3番の丹波市健康福祉事務所所長の逢坂委員については、事前に欠席の連絡をいただいている。丹波市老人クラブ連合会会長の中辻委員については、連絡はないが追ってこられると考えている。 それでは、次第2に移りたい。
事務局	2. 委嘱書の交付 委員の皆さまには丹波市長より委嘱書を交付させていただく。なお、時間の都合上、公募委員の八尾 由江様、余田 弘子様のお二人に代表で交付したい。他の委員は机上にて既に交付しているので、予めご了解いただきたい。また、委嘱書の任期は平成表記としている。法律的な取り扱いとして新元号の施行期日が5月1日であることから、4月中に発出する文書等については年号を平成としているので、予めご了解いただきたい。 ○市長より委員の代表者に委嘱書を交付
事務局	委嘱書を交付した委員の皆さまには、本日から3年間委員としてお世話になる。

	3. あいさつ
丹波市長	○あいさつ
丹波市社会福祉協議会会長	○あいさつ
	4. 委員等自己紹介
事務局	委員を含めた職員の自己紹介に移りたい。本日も出席いただいている委員の皆さまに簡単に自己紹介いただきたい。
各委員	○自己紹介
事務局職員	○自己紹介
	5. 会長及び副会長の選出
事務局	協議会設置条例第5条の規定に基づき、当協議会の会議を統括いただく会長及び副会長それぞれ1名を、委員の互選によって選出いただきたい。会長及び副会長にこの場で立候補いただく方はいらっしゃるか。 立候補がない状況なので、事務局からご指名したいが、いかがか。
委員一同	(異議なし)
事務局	それでは、事務局から会長及び副会長をご指名したい。会長には関西福祉大学教授の谷口委員に、また、副会長には現行の地域福祉計画評価検証委員会の委員長もしていただいている新井自治協議会の田中委員にお願いしたいと考えている。委員の皆さまいかがか。
委員一同	(拍手をもって賛同)
事務局	会長には谷口委員、副会長には田中委員を選出させていただく。それぞれ会長席ならびに副会長席にご移動願いたい。 会長及び副会長からそれぞれごあいさつを賜りたい。
会長	○就任あいさつ
副会長	○就任あいさつ
事務局	ここで市長は公務のため退席させていただく。 (市長退席)

事務局	それでは、ここから以降については谷口会長に進行をお願いしたい。 6. 協議事項 7. 質疑応答 (1) 協議会の運営要領及び傍聴要領の承認について
会長	早速だが、お手元の次第の「6 協議事項」に入りたい。(1)について、まず事務局から提案願いたい。
事務局	○資料7～9ページに基づき説明
会長	これについては、特にご異議はないか。
委員一同	(異議なし)
会長	それでは、異議なしということで事務局の提案どおり承認したい。せっかく傍聴できるとのことなので、今は少ないかもしれないが2年後には傍聴したいという空気が出てくればと思う。市から市民に周知をしていただければと思う。 (2) 地域福祉計画の策定について
会長	協議事項(2)について、事務局から説明願いたい。
事務局	○会議録作成のため録音及び資料のホームページ掲載の報告 ○資料10ページに基づき、地域福祉計画の方向性等について説明
事務局	○資料14～17ページに基づき、成年後見制度利用の促進計画について説明
事務局	○資料18～19ページに基づき、丹波市社会福祉協議会 地域福祉推進計画について説明
会長	次第の「※第4期 兵庫県地域福祉支援計画の概要について」ということで、私のほうからコメントしたい。 大きなことを3つ申し上げると、まず表題の「兵庫県地域福祉支援計画」の「支援」が何を意味するのかということが1点。それと、計画の概要の初めにカタカナで「ユニバーサル」とある、それが1点。最後に、右側の「地域福祉を取り巻く情勢」という括りの中の「2 主な地域福祉政策の動向」の2つ目の丸に「社会的孤立」とある。県の計画でこの3つについて、コメントしたい。 まず1点目の「地域福祉支援計画」の「支援」については、一言で言えば

	市町村の支援である。丹波市で計画を作っていくにあたっては、どちらかと言えば今までの国・県・市という順番を変えていただく必要があると思う。県の方向性に従って、市はそれを踏まえながらやっていくのが従来のイメージだったと思う。今は介護保険も障がい者も地域福祉計画も、国・市・県という順番である。国が大きな方向性を示し、市町村がその地域性を生かして計画を作る、それに対して県は市町村支援をする。県がどうするのかという以前に、丹波市がどうしていくのか。ある意味、自由度があるということでお考えいただければと思っている。県は市が動きやすいように支援していく。 それと2点目の「ユニバーサル」はあまり聞き慣れない言葉だと思うが、バリアフリーというのはバリアがあることを前提としているが、そうではなく、最初からバリアがないようにしていく。県のユニバーサルの推進条例に参加させていただいたが、障がい者、高齢者、子どもも当然大事だが、それだけではないということで、本市の計画にも触れられていると思うが、ひきこもりの問題、あるいは高齢障がいの問題、さらに言えばひとり親の貧困問題、今後わが国の労働の情勢で言うと外国人も含めて多様な住みやすさ等を考えていこうと、非常にすそ野が広がっている。 最後の「社会的孤立」は、これまでの福祉は結果に対する支援だったが、そうではなくプロセスである。追い立てられていく過程をどう支援していくのかというところが大事である。孤立されている方に対しては、非常に厳しい言い方をすると、どれだけ公のサービスを充実させても、何ら意味がない。そこにアクセスできなければ、いくら基盤を充実させてもその人達にとっては何の意味もない。孤立をどうして防いでいくのかということが非常に大事だと思う。 それでは、先ほどの説明についてご意見をお願いしたい。どこからでも結構である。
委員	最終的には、地域福祉計画と地域福祉推進計画と権利擁護とかを網羅した一つの計画書を作成するということが良いのか。
事務局	先ほども少し触れたが、地域福祉計画はあくまでも目指すべき方向性や理念というあたりを打ち出していくことになると思う。反対に社協の推進計画は、その市が目指すべき方向性に向けて向かうべき構造の部分を示す形になるだろうと思う。そういう意味では、別立ての3つの計画を章立てでわけるというイメージで思っている。ただ社協の行動計画と市の地域福祉計画を一体的にするということは、両輪となって文言も対応していかなければならないと考えている。一体のものではあるが、中味としては章立てで3つの計画書が1冊の中にそれぞれ分かれているというイメージを持っていただければ結構かと思う。
会長	よろしいか。 他いかがか。

委員	同じ内容の質問で 13 ページである。市の福祉計画と成年後見、それから推進計画という部分で、成年後見は権利擁護というところからはわかるが、地域福祉計画の下でと言うよりも、権利侵害されている方々の部分を具体的に課題として出してきた上で今の成年後見制度を推進していくためには、どんな基盤整備とシステムと同時に市民にそのことがわかりやすいようにという部分を出していくことを、計画としてどうしていくのか。その部分は福祉計画の分野のところを整理しないとにくい、今まで聞いた中では国がそれを計画としてしなさいという法律を定めたから、ここにあげたという印象を受けた。そのあたりはどうお考えか。
事務局	おっしゃるとおり、国が法律を定めて市においても障がい者・高齢者・児童それぞれの権利を擁護していくということを現行もしているが、将来的に権利擁護センター・成年後見センターを設置することや、成年後見制度の利用促進の普及啓発に努めていくための体制として、早期に発見して必要なサービスに繋げていくために位置付けていきたいと思っている。
会長	いかがか。
委員	多分そのことは、高齢者のひとり暮らし、ひとり親世帯というところで、(9)にある認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方々の生活上の問題が大きくなってきている。知的障害、精神障害を持たれている方々の親御さんが、今度は認知症等でこれから施設に入るところで、障がいを持つ子どもの親御さん達自身が自分達の将来と子どもの将来について、具体的に生活、人生設計に大きく不安が広がっている。そういった親の会にも私自身関わっているが、それが権利擁護というところまでなかなかいかない部分がある。これまで行政に頼るという部分を自分達が計画を立てて自分達が実施していくためには、既存の資源をどう活用していけば良いのかわからないと皆さんおっしゃる。そこを論議していくことになるという判断でよろしいか。
会長	恐らくここは、この後の部会の部分にも絡んでくると思う。恐らく、虐待対策や権利擁護支援部会のところで、この成年後見制度の利用促進基本計画のあり方、あるいは今恐らく一本化で作ろうと思っているものをそのまま一本化で作って良いのか、そうでないのかという点も含めて、専門部会がしっかり揉んでいく中で見えてくる場所もあると思う。市の資料を拝見していると、15 ページの「ネットワークづくり」のところは地域福祉計画でも必要だし、促進計画でも必要である。では、そこを一緒に考えていくというところから出てきている発想のような気がする。ここをまた部会の中で検討していくことが必要だと思う。まだ現時点でこうだということまでは、恐らく言いにくいこともあろうかと思う。今委員がおっしゃった、親御さん達が既に限界を迎えている場合の支援をどうするのかということも出てく

	ると思う。よろしいか。まだ見えていない部分があると思う。 他いかがか。結構大きな計画を３つ一体的にということになるので、これはどうなっているのかということがあれば出していただきたい。
委員	ひとり親や両親とも外国人の子ども達も認定こども園に多く入ってきている。そういう支援も大切になってくるのではないかと思います、聞かせていただいていた。
委員	私達の子ども食堂は 10 月から始めたばかりで、そういう支援が必要な子達や親達に来てほしいと思いつつも、なかなか届かないというもどかしさを感じながらやっているところである。
会長	是非、積極的なご発言をいただければと思う。 他いかがか。 私はこんな仕事をしていると、どうしても地元の小学校で P T A の会長をすることになる。今は退いたがその時に思ったことは、ひとり親のお母さんは働いているが故に P T A に参加できない。その時点から同年代の親御さんとの孤立が始まってしまう。だから、単に働き場があればそれで済むという問題だけでもない。結構根が深い部分がある。あるいは、特別支援学校の保護者会と市内の連合 P T A は、必ずしも同じ会ではない。子どもさんが障がいを持つと P T A としても連携していないのではないかと、結構色々あると思った。そのあたりも是非ご案内いただければと思う。 他いかがか。人権同和はとても大切だが、大西委員何か思いとかはあるか。
委員	15 ページの「基本的な考え方及び目標等」の（１）「①ノーマライゼーション」について、非常にさわやかに「個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する」とあるが、そういうことでは実際のノーマライゼーションの意味にはならないと感じる。孤立の問題にも関わるが、今は自己責任という言葉が非常に強く主張される世の中になってきている。これらの施策と自己責任の考え方は、非常に矛盾する。そのあたりをどう啓発していくのか。
会長	すごく重要な指摘だと思う。自己責任論があまり前に出てしまうと、場合によっては公の責任転嫁になるので、行政がここはきちんと責任を果たす、そのセーフティーネットの中でチャレンジしてみようという部分が出てくる等、そういうようなことが実現できる計画なり方向性が打ち出せればと思う。 他いかがか。よろしいか。 それでは、時間の関係もあるので次に進めたい。今日言い忘れたことは、委員から事務局にご提案いただければと思う。 （３）専門部会の設置について

会長	協議事項（３）について、事務局より説明願いたい。
事務局	○資料 20 ページに基づき説明
会長	ご意見等はあるか。
委員	この３つの部会と地域福祉計画で考えている３つの計画との関係性と言うか、この３つの部会で何らかのテーマを与えられてそれを検討するのか、あるいは、この３つの部会で具体的な計画案を出すのか。
事務局	計画が３つ、そして同じような項目で３つの部会があるが、それが全く一致しているものではない。特に地域包括ケアシステムを市が重要施策として進めたいという思いから、地域福祉計画の中でのテーマとしてあげたものという理解で願いたい。権利擁護・成年後見制度の計画と、２つ目の部会の虐待対策・権利擁護は、確かに関連性はあるが、成年後見制度利用促進計画に関してはこの会でも共通すべき事項として盛り込んでいただきたいという思いもある。それと合わせてテーマとして虐待、権利擁護のそれぞれの制度の下に分割されていったものを、一体的な考え方も含めてのテーマとして部会では願いたいと考えている。３つ目の社協の計画の中に社会福祉法人のあり方、そして地域公益の取り組みについて設けるものではない。社協の計画を推進しつつ、その中で一つのテーマとして加えて社会福祉法人のあり方と言うか地域の公益的な取り組みもご議論いただきたい。計画とこの３つの専門部会が全く一致していて、それぞれ細部まで計画を立ち上げるよというイメージではないということだけご認識いただきたい。
会長	松尾委員いかがか。
委員	もう一つわかりにくかった。この専門部会は、計画案を出すところまで期待されているのか、あるいは、事務局のほうで提案される計画案についての意見を言うようなことを期待されているのか。そのあたりを教えていただきたい。
事務局	基本的には皆さんからのご意見を頂戴し、後ほど説明するが今後のスケジュールとして各専門部会を随時開催したいと考えている。その中で委員の皆さんからご意見をいただきながら、まず事務局案を提示したいと考えている。その中でさらにいただいたご意見を踏まえて、この計画をさらに良いものにしていきたい。実際に運用ができるものにしていきたいと考えている。
委員	事務局からの計画案について、意見を言うということか。
事務局	それでお願いたい。

委員	先ほどから考えてどうしても理解できないので、どう理解して良いのかと思うのが 10 ページの文章である。地域福祉計画は既に策定されていて、我々のこの会は「地域福祉計画推進協議会」となっている。では、これまで策定されていた地域福祉計画が「両計画は～、第 2 期計画から一体的に策定を行い、計画名称を「丹波市地域福祉活動促進計画」といたしました。」とあるが、それまでの地域福祉計画に変更があったのか。すると我々は、この促進計画を推進する協議会なのか。新たに推進計画を策定するという方向性を持つのか、促進計画を推進するための施策を考えるのか。そのあたりの考え方の方向性を示していただきたい。
事務局	この 10 ページは、基本的には現行の計画の名称が「丹波市地域福祉活動促進計画」と、社協と一体となって作っているという考え方がまず前提としてある。今回第 3 期の計画を立てるにあたり、法律の改正により福祉分野の計画の上位に位置付けされたということがある。今までの計画のスタイルとは少し違う形になってくる。今までの形を踏まえてではあるが、新たに丹波市の地域福祉計画を策定したいと考えている。促進計画は今まであった計画なので評価検証はしていく必要はあるが、法律改正に伴い新たなものを作っていくという考え方である。
委員	一番大変な地域包括という意味合いの部分のシステムをつくる、これまでの各分野にあった計画を総合的に見て、もう一度その目的・理念に合わせて作り直すという形で考えて良いのか。11 ページにある「地域福祉計画」「介護保険事業計画」「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「子育て支援計画」「健康たんば 21」「DV 基本計画」が総合計画に基づいてそれぞれされている中味を、今度は地域福祉という視点からこれらを統合していくと考えて良いのか。将来の課題を含めてという。
事務局	この計画を将来的に統合するという考え方ではない。あくまでもそれぞれの計画が法律に基づく義務として定めた計画なので、それはそれぞれである。その上位の計画という位置付けになるので、今後は今回地域福祉計画で立てたものに基づき各分野別計画の理念・方向性等をもって見直しを行っていくという考え方になる。
委員	そうすると、専門部会を発足する前に丹波地域の地域福祉を取り巻く情勢や、丹波地域の推進する上での課題を、この全体のところで先に協議していただきたい。その上で、各専門部会はその中の何を優先的に捉えて考えていくのかを照らし合わせながら考えていけるような、専門部会に入る前の討論基盤を作っていただきたい。
事務局	スケジュールのところでお話ししようと考えていた。どういう市民の意向があるのか、そして今までの計画なり市が進めてきた施策・事業がどういう

	状態にあるのか、市民の思い・実態はどうかというあたりは、確かに気になるところである。専門部会に入る前と言うか、そのようなものもお示ししながら入りたいと考えている。後ほどその部分についても触れたい。
会長	今後のスケジュールのところで検討していきたいと思う。 他いかがか。
	(4) 計画策定にかかるスケジュール等について
会長	先ほど余田委員からもご意見があったが、それも含めてスケジュールについて事務局から説明願いたい。
事務局	○資料 1 ～ 2 ページに基づき説明
会長	ただいまのスケジュール案と先ほどからある部会構成と名称等について、一括してご意見をお願いしたい。 先ほど余田委員がおっしゃった大きな方向性の部分については、本来であればこの推進協議会等で揉んでいくことが必要だが、スケジュールからいくとまずは現状を認識していただき、11 月くらいに大きな方向性を決めていくということだと思う。いかがか。
事務局	補足したい。この委員で全ての専門部会を構成するのではない。資料 20 ページをご覧ください。下の注意書きに「注 1 各部会に委員以外の者を出席させることができる。」そして「注 2 会長及び副会長は、上記 3 部会のオブザーバーとして出席することができる。」としている。注 1 については、この地域包括ケアシステム部会だと 6 名の部会員と事務局の一員だけで考えるのかという話になるが、こういう外部委員からのお話しが聞けたら良いということにもなるかと思う。そういう意味からこのメンバーだけで詰めていくということではなく、部会長に相談しながら新たな委員を加えて専門部会の設置を考えたい。
会長	部会長の裁量が非常に大きい。県はオブザーバーを本当に効果的に活用している。 いかがか。大きなスケジュールはこれでよろしいか。 他にどうか。今日言い残したことがあれば、改めて事務局にメール等でお知らせいただければと思う。 本日予定していた協議事項は全て終了した。
	8. その他
会長	その他について事務局から何かあるか。

事務局	特に事務局からの提案はない。
会長	次回協議会について、先ほどの説明においてこの推進協議会は今のところ本年の 11 月下旬ということになっている。また事務局からご通知いただくということによろしいか。 それでは、私の司会進行は以上として事務局にお返ししたい。
副会長	○閉会あいさつ 9. 閉会